6　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Hisashi Iwata, Director General of Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the New Tomei Expressway Tokusada tunnel.

⑷　Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 13 June 2011 Due date for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 10 August 2011 (If brought with you, 4 : 00 P.M. on 10 August 2011)

⑸　The language used for application and inquiry shall be Japanese

⑹　Contact point for tender documentation : Assistant Manager of Contract Team, Corporate Department, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. 2―18―19, Nishiki, Naka-ku, Nagoya-City, 460―0003 Tel 052―222―1447

資　格

競争参加者の資格に関する公示

平成23年度23号豊橋ＢＰ豊川橋鋼上部工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成23年5月13日

中部地方整備局長　富田　英治

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　23

1　工事名　平成23年度23号豊橋ＢＰ豊川橋鋼上部工事（電子入札対象案件）

2　工事場所　愛知県豊橋市吉前町～前芝町

3　工事概要

工事延長　Ｌ＝920m　総鋼重　Ｗ＝約3,600ｔ

４径間連続鋼床版箱桁橋　鋼重　Ｗ＝約1,760ｔ

橋長　Ｌ＝331.3m（59.1＋91.0＋２@90.6m）

４径間連続鋼床版箱桁橋　鋼重　Ｗ＝約1,840ｔ

橋長　Ｌ＝345.0m（91.0＋２@90.6＋72.8m）

工期　平成25年３月25日まで

4　申請の時期

平成23年５月16日から平成23年６月10日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

なお、平成23年６月13日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時まで審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

5　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成23年５月13日から平成23年８月１日まで国土交通省中部地方整備局ホームページ（以下「ＨＰ」という。）に掲載した申請書をダウンロードすることにより特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は持参を認めるが郵送又は電送は受付けない。

なお、持参による場合は、〒460―8514 愛知県名古屋市中区三の丸２丁目５番１号名古屋合同庁舎第２号館中部地方整備局総務部契約課調査係　電話052―953―8138（内線2521）まで提出すること。

①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（６⑸の条件を満たすものに限る。）の写し

②　６⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成23年５月13日付け支出負担行為担当官中部地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

③　全ての構成員の経営事項審査結果通知書の写し（平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請時と同一の審査基準日のものに限る。）

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

6　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年10月１日付け国土交通省官房地方課長、国土交通省官房官庁営繕部管理課長。以下「平成22年10月１日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については平成22年10月１日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２社の組合せとする。

①　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

③　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、平成23年６月10日において次の要件を満たすものとする。

①　平成８年度以降に元請けとして、次の㋐から㋓までに掲げる基準をすべて満たす鋼橋を製作・架設した実績を有すること。（経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が、平成８年度以降に元請けとして下記に示す同種工事を施工した実績を有すること。）なお、㋐から㋓までは、同一橋梁であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない）。）。

㋐　道路橋（ＴＬ－20以上のものとする。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通システムに係るものを除く。）の工事。

㋑　橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋以外の鋼橋の工事。ただし、鋼床版箱桁橋は対象とする。

㋒　最大支間長が65m以上の工事。

㋓　架設工法が送り出し工法の工事。

なお、当該実績が国土交通省及び県等が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の鋼構造物工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　建設業法の鋼構造物工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が30％以上の出資であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。